

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

我が国の経済においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、各種イベントの自粛、企業売上減による景気の停滞など、今後の国内経済への影響に留意する必要がある。

不動産業界においては、新たな住宅セーフティネット制度等による若年・子育て世帯の住宅取得支援の他、省エネ性能の高い住宅に対する補助等施策の推進、住宅・建築物の省エネ化の取り組みに期待が寄せられている。

このような状況の中、全国9地区の不動産公正取引協議会では、おとり広告の撲滅に向け、不動産情報サイト事業者等と連携し、一定期間掲載停止等の処分等の施策の実施が進んでいる。

本協議会においても、不動産公正取引協議会連合会、消費者庁をはじめとする公正取引委員会、国土交通省他関係機関及び行政との連携を更に強化し、不動産広告のより一層の適正化及び規約違反広告への適切な対応を行う。

不動産事業者が不動産広告の誤認によるトラブルに巻き込まれないためにも、適正な不動産情報の提供に努めるよう、①規約違反の未然防止に向けた、加盟事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応を、重点事業として進める。

以下、令和2年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施する。

1. 広報関係

(1) 研修会等の実施について

①加盟事業者対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、一般消費者に対する適正な不動産情報の提供を推進するため、規約の理解を促すと共に、おとり広告とならないよう最近の違反広告事例・具体的な相談事例等を中心とした研修会の開催を、所属構成団体等と連携し実施していく。

②賛助会員に対する研修会

適正な不動産広告の作成を促すとともに、賛助会員が不動産業者へ正しい規約解釈に基づいた広告提案が行えるよう、業務への活用・違反広告の未然防止を目的とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、規約普及の新規入会事業者に対する研修会を開催する。

(2) 賛助会員への加入促進について

広報誌、ホームページ等を利用した賛助会員の紹介を勧めるとともに、不動産事業者からの広告作成に関する相談・問い合わせの際には積極的に賛助会員の利用を勧めていく。

また、近年増加傾向にあるポータルサイト事業者に対する入会促進策及び既存賛助会員の退会防止策についても引き続き検討していくと共に、未加入の広告代理店・印刷会社及びポータルサイト運営事業者等からの問い合わせがあった場合は、研修会の受講を勧めるなど加入促進を図る。

(3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

①広報誌について、協議会の事業内容や違反事例等を紹介するなど、公正競争規約普及啓発のため、紙面の充実・発行方法等について検討を図る。

②規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

(4) ホームページの有効活用について

資料のダウンロードや相談事例Q&Aの掲載、被疑違反広告の通報の呼びかけ、賛助会員の紹介など、ホームページを充実させ、活用していく。

(5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について

加盟事業者の規約に対する遵守意識を喚起し、消費者が適正な不動産情報を提供する事業者を判断する際の目印となる、加盟事業者の「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進していく。

2. 調査指導関係

(1) 本部・地区調査指導委員会（業務）について

- ①規約違反被擬事案の受付及びその処理については、「調査指導委員会運営規程」・「違反調査等事務処理規程」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。
- ②各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区において措置の判断基準に差異が生じないように努める。
- ③規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた加盟事業者を対象とした義務講習会を実施していく。

(2) 相談業務について

不動産事業者や一般消費者等からの不動産広告についての質問、賛助会員からの広告制作にかかる相談に積極的に応じ、規約違反広告の未然防止に努める。

(3) 賛助会員登録制度の充実

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反をしないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の更なる充実を図っていく。

(4) インターネット広告の適正化への対応

「おとり広告」や重大な不当表示による措置を講じた加盟事業者に対しては、各サイトにおいて最低1か月間の掲載停止の処分等を実施すると共に、首都圏公取において設置している「ポータルサイト広告適正化部会」と連携を深めることで、インターネット広告の適正化を図る。

ブログやツイッター、フェイスブック等に関する違反広告についても、事業者に対し啓蒙を図ると共に、更なる規約の周知活動に力を入れ、おとり広告や不当表示にならないための表示の徹底など、構成団体と連携し、研修会等を通じた加盟事業者や賛助会員への周知を行い、規約違反広告の未然防止に繋げる。

(5) 他地区不動産公正取引協議会等との連携について

規約運用に関し、他地区不動産公正取引協議会及び不動産公正取引協議会連合会・消費者庁・公正取引委員会等との連携強化に努める。

3. 総務関係

(1) 総会及び理事会等の開催

①第54回定期総会を次のとおり開催する。

日時 令和2年6月19日(金) 午後1時より

場所 キャッスルプラザ

②理事会については、必要に応じ適宜(年2回程度)開催する。

③総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜(年1回から2回程度)開催する。

(2) 不動産公正取引協議会連合会通常総会の開催

本年度は、四国地区不動産公正取引協議会が幹事となり、開催される予定。

(3) 渉外関係

①関係行政官庁との連携について

消費者庁及び公正取引委員会、また、東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。

②不動産公正取引協議会連合会等との連携

不動産公正取引協議会連合会及び全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、おとり広告をはじめとする共通問題について情報提供・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。

(4) 組織のあり方の研究

本協議会が継続的に諸事業を実施していくため、必要に応じて財政基盤の検証や諸規則の変更等の対応を図ると共に、将来的な本協議会のあり方を見据え、他地区不動産公正取引協議会の動向など、情報収集に努める。